出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成27年７月17日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ―1279	昭和39年７月７日	久保　貴裕	平成27年６月10日	

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成27年７月17日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロのうち、高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整を削る。

１．［２］⑵㉑に、次を加える。

企画割引「京都縦貫道全通記念周遊ドライブパス」

イ　割引をする自動車

①　京都・福井・滋賀周遊３日間プラン

ハに定める期間のうち連続する最大３日間に、ニ①に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。以下同じ。）。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を３回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

②　京都・福井・滋賀周遊３日間プラン

ハに定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ②に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を３回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行のうちニに定める区間の料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普 通 車
①京都・福井・滋賀周遊３日間プラン	4,900円	5,900円
②京都周遊２日間プラン	3,200円	4,000円

ハ　実施する期間

平成27年７月18日から平成27年11月15日までとする。ただし、平成27年８月７日から平成27年８月16日までの間を除く。

ニ　適用区間

①　京都・福井・滋賀周遊３日間プラン

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから久御山淀インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまで、一般国道１号及び478号（京滋バイパス）の瀬田東インターチェンジから久御山淀インターチェンジまで、一般国道478号（京都縦貫自動車道）の大山崎インターチェンジから丹波インターチェンジまで並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の丹波インターチェンジから綾部ジャンクションまで及び綾部宮津道路の綾部ジャンクションから宮津天橋立インターチェンジまでの区間

②　京都周遊２日間プラン

近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから舞鶴東インターチェンジまで、一般国道478号（京都縦貫自動車道）の篠インターチェンジから丹波インターチェンジまで並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の丹波インターチェンジから綾部ジャンクションまで及び綾部宮津道路の綾部ジャンクションから宮津天橋立インターチェンジまでの区間

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「大分・宮崎ドライブパス2015」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大２日間（休日及び平成27年11月２日に限る。）又は３日間にニ①ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ、ｆ又はｇに定める区間内のインターチェンジからニ②に定める区間内のインターチェンジまでを往復（ニ①ａ、ｂ、ｃ又はｄに定める区間内のインターチェンジからニ②に定める区間内のインターチェンジまでを往復する場合は、ニ①ａ、ｂ、ｃ又はｄに定める区間内のインターチェンジとニ②に定める区間内のインターチェンジを、一般国道10号（椎田道路）の椎田南インターチェンジと東九州自動車道の豊前インターチェンジを経由し連続して通行する場合を含む。）し、ニ②に定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）並びにハに定める期間のうち連続する最大３日間にニ②に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限る。以下「周遊型」という。）

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎及び周遊型に対して次のとおりとする。

車　種	ニ①ａ		ニ①ｂ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	8,200円	11,200円	6,400円	8,000円
普　通　車	9,800円	14,000円	8,000円	10,000円